



平成29年8月18日

岡山市消費生活センター

# 「総合消費料金」や「未納料金」の請求に注意！

## 架空請求の事例：

- 利用した覚えがない「総合消費料金」を請求するハガキが、公的機関を名乗って届いた。心配になったので電話をかけたがつかない。
- 大手通販サイトから、未納料金があるというメッセージが届き、電話すると20万円を請求された。指示に従ってコンビニで購入したプリペイド型電子マネーの番号を伝えたが、翌日に47万円を追加請求された。
- 携帯電話に「視聴料金未納で放置すると調査後訴訟する」というメールが届いた。無視しているが本当にこのままで大丈夫か。

総合消費  
料金に関する  
訴訟最終告知

裁判取り下げ  
最終期日  
●月▲日



※消費者庁イラスト集より  
※(独)国民生活センターHPより抜粋



## ★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 不審な「ハガキ」や「メール」が届いても、決して相手に連絡せず、支払わないようにしましょう。  
万が一、連絡を取ってしまったら、絶対に、口頭やメール等でプリペイドカード番号を相手に伝えたり、指示された番号にチャージしたりしないようにしましょう。
- 不安に感じたり、対応に困った場合は、まず消費生活センターに相談しましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなどの架空請求の情報やアドバイスが得られます。
- 請求者は、実在する公的機関によく似た名称、実在する中央省庁の名称、サービスを提供したと称するサイトの運営者や通信会社を名乗るものもあるので注意しましょう。
- 新たに、個人的な情報を知られてしまうと、今度は別の手段で請求してくることが予想されます。これ以上、個人的な情報を知られないようにしましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分